

長崎県地域医療介護総合確保基金事業補助金

(新人看護職員研修事業)実施要領

(趣旨)

第1条 県は、病院等(看護師等の人材確保の促進に関する法律(平成4年法律第86号)第2条第2項に規定する病院等をいう。(以下、「病院等」という。))において、新人看護職員(主として免許取得後に初めて就労する保健師、助産師、看護師及び准看護師をいう。以下「新人看護職員」という。)、新人保健師(主として保健師免許取得後に初めて保健師として就労する保健師をいう。(以下、「新人保健師」という。))及び新人助産師(主として助産師免許取得後に初めて助産師として就労する助産師をいう。(以下、「新人助産師」という。))が基本的な臨床実践能力を獲得するための研修を実施することにより、看護の質の向上及び早期離職防止を図ることを目的として、新人看護職員研修事業について助成するものとし、その交付及び実施については、長崎県地域医療介護総合確保基金事業補助金実施要綱(以下「実施要綱」という。)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 この補助金の対象者は第1条に掲げる目的をもって、新人看護職員研修事業を行う次の事業者とする。

ア 病院(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院をいう。)、診療所(同条第2項に規定する診療所をいう。)、助産所(同法第2条第1項に規定する助産所をいう。)、介護老人保健施設(介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第27項に規定する介護老人保健施設をいう。))及び指定訪問看護事業(同法第41条第1項本文の指定に係る同法第8条第1項に規定する居宅サービス事業(同条第4項に規定する訪問看護を行う事業に限る。))及び同法第53条第1項本文の指定に係る同法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業(同条第4項に規定する介護予防訪問看護を行う事業に限る。))をいう。)を行う事業所の開設者。ただし国立高度専門医療研究センターは除く。

(補助の対象経費及び補助額)

第3条 実施要綱別表に規定する補助金の交付の対象となる経費は、別表第3欄に掲げるとおりとし、その補助額は、対象経費の実支出額と同表第2欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定し、その選定した額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額と同表第4欄に定める補助率を乗じて得た額以内の額とする。

(交付の申請)

第4条 実施要綱第3条に規定する交付申請書の提出時期は別途通知するものとする。

(状況報告等)

第5条 長崎県補助金等交付規則第11条第1項及び長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱第5条に規定する補助事業等の遂行の状況については、この補助金に関しては必要の都度指示するものとする。

(実績報告等)

第6条 実施要綱第5条第9号に規定する様式第4号に添付する書類は、別紙様式1によるものとする。

また、実施要綱第5条第9号の報告書の提出に当たっては、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない場合であっても、当該年度の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合にはすみやかに報告書を提出することとし、特別な場合により補助対象年度の翌年8月末日までに報告書を提出できない場合には、その旨及びその理由等を別紙様式2により提出すること。

(補助金の交付)

第7条 規則第16条及び交付要綱第7条に規定する交付請求書に添付すべき書類については不要とする。

(交付手続きの特例)

第8条 規則第21条及び交付要綱第9条に規定する交付請求書の提出の省略については、この補助金に関しては行わないものとする。

附 則

この要領は、平成26年度予算にかかる補助金から適用する。

この要領は、平成30年度予算にかかる補助金から適用する。

この要領は、令和3年8月24日から適用する。

別表

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
新人看護職員研修事業	次の(1)から(3)により算出された額の合計額とする。		(1)及び(2)に係る補助率は次のとおりとする。なお、許可病床数の基準は当該年度の4月1日現在とする。 許可病床数 200床未満の病院等 3分の1 許可病床数 200床以上 300床未満の病院 4分の1 許可病床数 300床以上の病院 5分の1
	(1) 研修経費 ア 新人看護職員が1名するとき 440,000円 新人保健師研修又は新人助産師研修のいずれかを含む場合 586,000円 イ 新人看護職員が2名以上のとき 630,000円 新人保健師研修又は新人助産師研修のいずれかを含む場合 776,000円 新人保健師研修及び新人助産師研修の両方を含む場合 922,000円	新人看護職員研修事業の実施に必要な研修責任者経費(謝金、人件費、手当)、報償費、旅費、需用費(印刷製本費、消耗品費、会議費、図書購入費)、役務費(通信運搬費、雑役務費)、使用料及び賃借料、賃金(外部の研修参加に伴う代替職員経費)、備品購入費	
	(2) 教育担当者経費 新人看護職員5名以上で5名ごとに 215,000円 新人看護職員数 ア 5～9名 215,000円 イ 10～14名 430,000円 ウ 15～19名 645,000円 エ 20～24名 860,000円 オ 25～29名 1,075,000円 カ 30～34名 1,290,000円 キ 35～39名 1,505,000円 ク 40～44名 1,720,000円 ケ 45～49名 1,935,000円 コ 50～54名 2,150,000円 サ 55～59名 2,365,000円 シ 60～64名 2,580,000円 ス 65～69名 2,795,000円 セ 70名以上 3,010,000円	新人看護職員研修事業の実施に必要な教育担当者経費(謝金、人件費、手当)	

	<p>(注) 新人看護職員数は、当該年度の4月末現在における在職者数とし、上限を70名とする。</p>								
	<p>(3) 医療機関受入研修事業 他の病院等の新人看護職員を受入れるとき</p> <p>他病院等からの新人看護職員研修受入数</p> <table border="0"> <tr> <td>ア 1～4名</td> <td>113,000円</td> </tr> <tr> <td>イ 5～9名</td> <td>226,000円</td> </tr> <tr> <td>ウ 9名を超える場合</td> <td>1名増すごとに40,000円</td> </tr> </table>	ア 1～4名	113,000円	イ 5～9名	226,000円	ウ 9名を超える場合	1名増すごとに40,000円	<p>医療機関受入研修事業の実施に必要な教育担当者経費(謝金、人件費、手当)、需用費(印刷製本費、消耗品費、会議費、図書購入費)、役務費(通信運搬費、雑役務費)、使用料及び賃借料、備品購入費</p>	<p>(3)に係る補助率は次のとおりとする。 2分の1</p>
ア 1～4名	113,000円								
イ 5～9名	226,000円								
ウ 9名を超える場合	1名増すごとに40,000円								

(注)

1 新人看護職員研修事業は次のとおりとする。

(1) 新人看護職員研修事業

病院等が、新人看護職員研修ガイドライン(平成23年2月14日医政看発0214第2号厚生労働省医政局看護課長通知、以下「ガイドライン」という。)に示された以下の項目に沿って、実施する新人看護職員、新人保健師又は新人助産師に対する研修事業。

「新人看護職員を支える体制の構築」(ガイドラインの - 3 - 1)又はガイドラインのうち保健師編の - 3 - 1)を参照)として、職場適応のサポートやメンタルサポート等の体制を整備すること。

「研修における組織の体制」(ガイドラインの - 3 - 2)又はガイドラインのうち保健師編の - 3 - 2)を参照)として、組織内で研修責任者、教育担当者及び実地指導者の役割を担う者を明確にすること。なお、専任又は兼任のいずれでも差し支えない。

「新人看護職員研修」(ガイドラインの を参照)に沿って、到達目標を設定し、その評価を行うとともに、研修の実施に当たっては、研修プログラムを作成すること。なお、新人助産師研修を実施する場合は、助産技術に関する項目を含めること。

また、新人保健師研修を実施する場合は、「新人保健師研修」(ガイドラインのうち保健師編の)に沿って、到達目標を設定し、その評価を行うとともに、研修の実施に当たっては、研修プログラムを作成すること。

(2) 医療機関受入研修事業

前項の新人看護職員研修事業を実施する病院等が、自施設の新人看護職員研修を公開し、公募により受け入れを実施する事業。なお、受け入れを行う研修は、複数月で実施するものとし、新人保健師研修又は新人助産師研修の受け入れを行う場合も同様とする。

受入人数については、1人当たり年間40時間で1人とし、上限は30人とする。

なお、1人40時間に満たない場合は、複数人で40時間となれば1人とする。

別紙様式 1

1 施設名

2 開設者氏名

3 施設の所在地

4 補助事業名

長崎県地域医療介護総合確保基金事業補助金（新人看護職員研修事業）

5 補助金確定額

円

6 仕入控除税額の概要

返納がある場合

（ 1 ）補助金の使途の内訳

		課税の区分				合計
		課税仕入使用分			非課税仕入使用分	
		課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通対応 分		
経 費 の 区 分						
	合計					

（ 2 ）課税売上割合

（ 3 ）仕入控除税額

返納がない場合

・理由

注．添付書類

・確定申告書の写し（確定申告後に修正申告等を行った場合にはその修正申告の写し）

長崎県知事 様

申請者住所
氏名又は法人名
施設名
代表者名

年度長崎県地域医療介護総合確保基金事業補助金（新人看護職員研修事業）に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書について

このことについて、下記の事業に係る仕入控除税額報告書の提出が遅れることを報告いたします。

記

- (1) 補助年度
年度
- (2) 補助事業名
長崎県地域医療介護総合確保基金事業補助金（新人看護職員研修事業）
- (3) 施設名
- (4) 提出が遅れる理由
- (5) 提出の予定時期

発行責任者及び担当者

発行責任者 ○○ ○○ (連絡先○○○ - ○○○ - ○○○○)
発行担当者 (連絡先○○○ - ○○○ - ○○○○)